

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月27日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県	執行機関名 菊池市長
3. 市区町村名	菊池市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者(児)	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月25日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	13	
10. 保護評価書の名称	重度心身障がい者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hi_no=&kk_name=%E8%9F%8A%E6%B1%A0%E5%B8%82&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6&ev_type=2&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=22&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=22&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(平成17年条例第129号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表1 第3の項 菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(平成17年条例第129号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号) 第1条	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(平成17年3月22日条例第129号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、(重度心身障がい者)の(福祉の増進を図る)ため、予算の範囲内で医療費の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(平成17年条例第129号) 菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例施行規則(平成17年規則第86号)